

専門知識が必要とされる相談にも対応できる
窓口制度の設立について（空家計画 46 頁）

【計画概要】

空家等に対する専門知識が豊富な各種団体と空家等対策に関する協定を締結し、連携して空家等対策に取り組む。

1. 各種団体との協定締結について

下記のとおり、専門知識のある各種団体と「可児市における空き家等の対策に関する協定」（資料5別紙1）を締結しました。

【協定締結団体】

- ・公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
- ・公益社団法人 全日本不動産協会 岐阜県本部
- ・公益社団法人 岐阜県不動産鑑定士協会
- ・岐阜県司法書士会
- ・岐阜県行政書士会
- ・岐阜県土地家屋調査士会
- ・名古屋税理士会
- ・公益社団法人 岐阜県建築士会（締結予定）

【協定の目的】

空き家等問題に対し、各種団体と市が相互に連携・協力し、総合的な空き家等の対策を推進し、市民の安全・安心な暮らしの実現や生活環境の保全に寄与すること。

2. 想定する効果等について

この協定により各団体と空き家問題への意識が共有され、市が開催する空き家等に関する相談会への協力や、市の相談対応等が期待できます。

市が開催する相談会については、現在活用している**空き家・すまい総合相談室**制度が今年度をもって廃止される予定であることから、令和6年度から新たな体制で相談会を開始できるよう、この協定をもとに締結団体と協議を進めていきます。